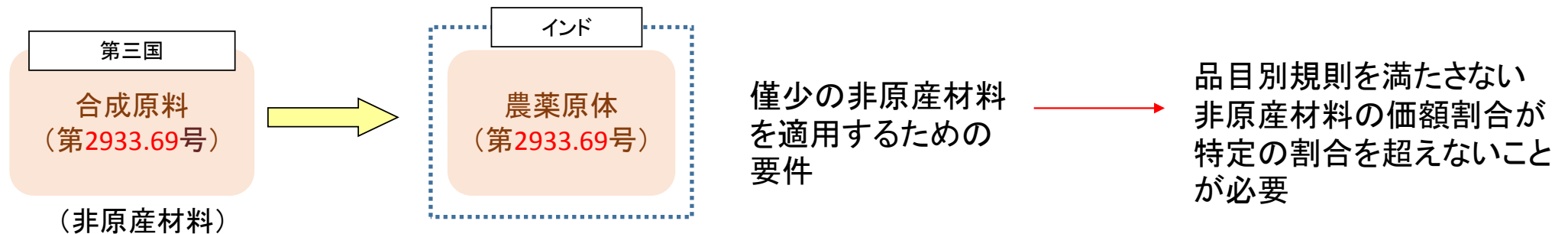


製品名	農薬原体	HS番号	第2933.69号（※）
協定名	日インド協定	特惠符号 (原産地証明書の記載)	B（実質的変更基準を満たす製品）
日インド協定 第29条 1 (一般ルール)	当該製品の原産資格割合が35%以上であること、かつ、当該製品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において号の変更が行われていること		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第2933.69号の合成原料を使用していたことから、日インド協定第29条 1（一般ルール）の規定を満たさない。また、当該合成原料の製品に占める価額割合が10%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって日インド協定上のインド原産品と認められない。		



※当該HS番号は、品目別規則の対象ではない